

# 外国人直接投資制度のご案内

1998. 11

- a. 外国人直接投資の定義
- b. 外国人投資關聯法令
- c. 外国人投資対象業種
- d. 投資形態
- e. 外国人投資の申告
- f. 外国人投資企業の登録

- a. 對外送金の保障
- b. 内國民と同等待遇
- c. 外国人投資の自由化

- a. 外国人投資申告の基本原則
- b. 類型別外国人投資の手續き
- c. 工場設立及び事業開始に必要な許・認可の請願事務
- d. 外国人投資企業に對する事後管理制度

- a. 租稅支援
- b. 國公有財産の賃貸及び賃貸料の減免
- c. 關稅支援
- d. その他の支援及び特例制度

- a. 外国人投資地域の指定・開發・管理
- b. 外国人投資地域に對する支援

## 略語表

### 外国人投資促進法

- 法：外国人投資促進法
- 令：外国人投資促進法施行令
- 規則：外国人投資促進法施行規則
- 規定：外国人投資に関する規定
- 委員会：外国人投資委員会
- 実務委員会：外国人投資実務委員会
- 投資支援センター(KISC)：外国人投資支援センター

# 1. 外国人直接投資の概念

## a. 外国人直接投資の定義

### (1) 外国人直接投資の定義

#### ◆ 国内企業の株式等の取得(外国人投資促進法(以下法)第2條第1項第4號ナ)

- ▶ 外国人が大韓民國法人または國民が營む企業の經營活動に参加する等當該法人または企業と持續的な經濟關係を樹立する目的で該當法人、あるいは企業の株式または持分を所有すること
- 外国人が、當該法人または企業が發行する議決權のある株式總數または出資總額の10%以上を所有し、議決權を行使すること(外国人投資促進法施行令(以下令) 第2條第2項第1號)
- 10%未滿でも外国人が、當該法人または企業の經營に参加する等、當該法人、あるいは企業の經營に實質的な影響力を行使するもので、合併投資契約書やその他關係證憑書類によって客觀的に立證されること(令 第2條第1項第2號)

#### ◆ 長期借款(法 第2條第1項第4號ナ)

- ▶ 外国人投資企業の海外親企業及び親企業と資本出資關係のある企業が、當該外国人投資企業に貸し付ける5年以上の借款

#### ※ 資本出資關係のある企業(令 第2條第3項)

- 海外親企業の發行株式または出資總額の100分の50以上を所有する企業
- 海外親企業が外国人投資企業の發行株式總數または出資總額の100分の50以上を所有する場合には、次の1つに該當する企業

海外親企業の發行株式總數または出資總額の100分の10以上を所有する企業

- ・ 海外親企業が発行株式総数または出資総額の100分の50以上を所有する企業

## (2) 外國投資家及び出資目的物

### ◆ 外國人の意味(法 第2條第1項第1號)

- ▶ 外國の國籍を保有する個人
  - 大韓民國の國民のうち、外國の永住權とこれに準ずる滯留許可を取得した場合も外國人の範圍に含む(法 第2條第2項, 令 第3條)
  - 國內に準永久的に滯留する華僑(滯留資格居住(F2))の投資は、外國人投資對象から排除
- ▶ 外國の法律によって設立された外國法人
- ▶ 外國政府の對外經濟協力業務を代行する機關, IFC(國際金融公司), IBRD, ADB等の國際機構, 對外投資業務を取り扱うか代行する國際機構

### ◆ 外國投資家の定義(法 第2條第1項第5號)

- ▶ 外國人投資促進法によって株式及び持分を所有する外國人を意味する

### ◆ 外國投資企業の定義(法 第2條第1項第6號)

- ▶ 外國人投資家が出資した企業

### ◆ 出資目的物(法 第2條第1項第7號,8號) : 外國人投資促進法によって外國投資家が株式等を所有するために出資すること

- ▶ 外國爲替管理法による對外支給手段または、これと交換でできる内國支給手段

- ▶ 資本財：機械，機資材，施設品，家畜，種子，樹木等
  - 船舶，車輛，航空機等を含む産業施設としての機械，機資材，施設品，器具，部分品，附屬品及び農業・林業・水産業の発展に必要な家畜，種子，樹木，魚貝類
  - その他主務部長官が當該施設の最初試運轉に必要と認定する原料・豫備品及びこれの導入による運賃・保険料と施設をしたり助言をする技術または用役
- ▶ 外國人投資促進法によって取得した株式等からできた果實(配當金)
- ▶ 産業財産權，その他これに準ずる技術及び使用に對する權利
  - ※指定された技術評價機關によって評價された産業財産權等の價格は公認の鑑定價として認定(法 第30條 第4項)
- ▶ 外國人の國內支店または事務所の清算による殘餘財産
  - 外國人が，國內にあるその支店または事務所を閉鎖し，他の内國法人に轉換または，外國人が株式等を所有する内國法人が解散する場合，當該支店・事務所または法人の清算によって當該外國人に分配される殘餘財産
- ▶ 海外親企業または親企業と資本出資關係のある企業が外國人投資企業に貸し付ける5年以上の借款，その他海外借入金の返濟額
- ▶ その他の内國支給手段
  - 外國人投資促進法及び外國爲替管理法によって外國人が所有する大韓民國法人または大韓民國國民が營む企業の株式または持分と不動産の處分 代金

### (3) 投資金額及び投資比率

- ▶ 外国人投資金額は1件当たり5千万ウォン以上(外国投資家が2人またはそれ以上の場合には1人当たり2,500万ウォン以上)とし、投資金額の上限はないものとする
- ▶ 増額投資及び配当金を当該企業に出資する場合、投資金額上の下限はないものとする
- ▶ 外国人投資比率は原則的に10%以上
  - ただし、外国人が外国投資企業の経営に参加する等、当該企業の経営に實質的な影響力を行使することが合弁投資契約書等に表われている場合は、10%未満も可能

#### b. 外国人投資關聯法令

##### ◆ 基本法令

- ▶ 「外国人投資促進法」, 「同法施行令」及び「施行規則」, 「外国人投資に関する規定 (財政經濟部 告示)」

##### ◆ 外国人投資促進法の目的(法 第1條)

- ▶ 外国人投資に対する支援と便宜提供を通じて外国人投資の誘致を促進することで、國民經濟の健全な發展に寄與することを目的とする

##### ◆ 外国人投資促進法の性格

- ▶ 外国人投資制度を需要者(外国投資家)中心に改編し、地方政府が外国人投資を誘致のために努力する投資環境を造成

## ◆ 外国人投資促進法と他の個別法との関係

- ▶ 外国人投資は“外国人投資促進法”と関係法令によって“外資”としての条件を充たす外国人直接投資のみを対象とする
- ▶ 外国為替及び対外取引に関する事項は、同法において特別に定めたものを除いては、外国為替管理法が定める所による
- ▶ 外国人投資企業も国内法によって設立された内國法人であるため、外国人投資促進法に基づく手続きを経たとしても、各個別法上の純粋な内國法人に適用される法律の適用を受けることは勿論、各個別法による許・認可を得なければ、当該事業の営業は不可能

※ 個別法例示： 商法, 電氣通信事業法, 藥師法(醫藥品製造), 觀光振興法, 食品衛生法(食品製造) 等

### c. 外国人投資対象業種 (外国人投資に関する規定 別表2: 別添1 参考)

- ▶ 基本原則： 除外(不許)業種を除く全業種(韓國標準産業分類上の細細分類：5單位)
  - ただ、個別法によって外国人投資持分を制限(新聞發行業等)または、國內企業との合弁義務附課業種(内港旅客運送業等)等がある
- ▶ 「韓國標準産業分類」による合計1,195の業種中、公共行政、外務・國防等、47の業種(除外業種)を除く1,148の業種が外国人投資対象業種である
  - 完全開放業種：1,117業種
  - 部分開放業種：18業種(許容基準を充たす場合、外国人投資可能)
  - 未開放業種：13業種

## d. 投資形態

◆ 新株・舊株取得とも可能で、法人以外に個人事業者の形態の投資も制限を受けない

- ▶ TYPE A：新株等の取得による外國人投資(法 第5條)
  - 法人新設または既存法人の増資の際に新株引受
- ▶ TYPE B：既存株式等の取得による外國人投資(法 第6條)
  - 國內法人(外國人投資企業を含む)の既發行株式の取得
- ▶ TYPE C：長期借款方式の外國人投資(法 第8條)
- ▶ TYPE D：合併等による株式等の取得(法 第7條)

## e. 外國人投資の申告(または許可申請)

- ▶ 外國人投資促進法では、外國投資家の便宜のために居住者申告代理人指定義務化制度を廢止し、外國投資者が直接申告できるようにしている
  - ※ 従前は6カ月以上の國內居住者を代理人に指定して申告
- ▶ 申告書式は“國文・英文”中 選擇して使用可能
  - ※ 従前は、國文様式のみ使用可能

## f. 外國人投資企業の登録

- ▶ 新株取得の場合、出資目的物の納入を完了した場合または、既存株式取得の場合、當該既存株式取得の代金を精算した場合には、30日以内に既存申告受付機關に外國人投資企業の登録をする
  - 國內企業との區別を容易にし、配當金送金、外國人滯留延長等の諸般手續き上の便宜をはかるための制度

## 【別添 1】外国人投資の対象業種

### ◆ 外国人投資の対象業種(合計 1,148業種)

#### ▶ 総業種数(1,148)

- 全面開放業種：1,117業種
- 部分開放業種：18業種(許容基準を充たす場合、外国人投資可能)
- 未開放業種：13業種

#### ▶ 外国人投資制限業種及び許容基準(部分開放業種を含む)：31

業種名	現行許容基準 <sup>1</sup>	以後開放時期 <sup>2</sup>
普通作物生産業(01111) 肉牛飼育業(01212)		2000.1.1 部分開放 (外国人投資比率 50%未満 許容)
近海漁業(05112) 沿岸漁業(05113)		
酒粕製造業(15511)	- 国内の同種免許所持者と合弁する 場合に限り許容	'99.1.1
タバコ製品製造業(160 02)	- 既存社に投資する場合に限り外国人 投資比率 25%以下, 1人当たり 7% 以下許容	
書籍出版業(22110) 新聞発行業(22121)	- 外国人投資比率 50% 以下許容 - 外国人投資比率 25% 未満許容	'99.1.1 開放拡大 (外投比率 33%未満)
定期刊行物発行業 (22122)	- 外国人投資比率 25% 未満許容	'99.1.1 開放拡大 (外投比率 50%未満)
生物學的製劑製造業 (24233)	- 血液製劑製造業を除き許容	

註) 1) 當該業種に對する現在の外国人投資許容基準を意味する。 従って、許容基準のない業種は外国人投資不許

註) 2) 特定内容なしに年・月・日だけが表示されている場合は、その時期が来れば全面開放となる。 部分開放または開放拡大等の表示がある場合は、その時期が来れば部分開放または開放幅を拡大する

業種名	現行許容基準 <sup>1</sup>	以後開放時期 <sup>2</sup>
発電業(40101)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府投資機関が運営する発電事業は外国人投資比率が50%未満で、内國人が第1株主及び代表者の場合に許容し、その他の場合は全面許容</li> </ul>	
肉魚おろしうり業 (51222)		2001.1.1 部分開放 (外国人投資比率 50%未満 許容)
内港旅客運送業(61101)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 許容対象: 南・北韓(韓朝)間の旅客または貨物運送</li> <li>- 國內船舶會社と合併し、外国人投資比率が50%未満の場合に許容</li> </ul>	
内港貨物運送業(61102)		
外港貨物運送業(61104)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- LNG, LPG, 第3國間の運送及びカーフェリー-船によるコンテナ-貨物運送事業は許容</li> <li>- その他の業種は、國內船舶會社との合併, 海洋水産部長官が認定するもの</li> </ul>	'99.1.1
定期航空運送業(62100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国人投資比率50% 未満許容</li> </ul>	
不定期航空運送業 (62201)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国人投資比率50% 未満許容</li> </ul>	
其他 航空運輸維持 サービス業(63059)		
有線電信・電話業 (64201)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外國政府, 外國人等の持分合計が總持分の33%(韓國電氣通信公司是20%) 以下許容</li> <li>- 外國人投資家1人当たりの投資比率は電話役務の場合10%以下, それ以外の役務は33%以下, 韓國電氣通信公司是3%以下とする等 許容</li> </ul>	99.1.1 及2001.1.1 開放擴大
無線電信・電話業 (64202)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外國政府, 外國人等の持分合計が總持分の33%(韓國電氣通信公司是20%)以下許容</li> <li>- 外國人投資家1人当たりの投資比率は33%以下, 韓國電氣通信公司是3%以下</li> </ul>	99.1.1 開放擴大  2001.1.1 開放擴大



## 2. 外国人投資の保護及び自由化

外国人投資促進法の規定に基づいていない外国人投資は配当金送金保障、内国民待遇等の外国人投資保護対象から除外する

### a. 対外送金の保障

- ▶ 外国投資家が取得した株式等からできる果實、株式等の賣却代金、長期借款契約によって支給される元利金及び手数料と技術導入契約によって支給される代償等の対外送金の保障(法 第3條第1項)

※ 対外送金に關し、外國爲替取引法による外國爲替銀行の長の確認が必要(令 第4條第1項)

- ▶ 外國爲替取引法上、天災地變・戰時・國內外 經濟事情の重大かつ急激な變動等によって行われる外國爲替取引の停止またはその他の制限措置は、外国人投資促進法上の外国人投資に適用されない(外國爲替法 第6條第4項)

### b. 内国民と同等待遇

#### ▶ 營業活動の内国民待遇原則

- 外国投資家と外国人投資企業は、法律に特別な規定がある場合を除いては、その營業に關して、内国民または内國企業と同一の待遇を受ける(法 第3條第2項)

※ 租稅減免や立地選定等においては、かえって内國人より優遇を受ける

▶ 外国人投資企業の申告，その他営業手続きの簡素化（法 第22条第3項）

- 外国人投資企業が投資許容業種の追加営業をする場合，現在の申告を定めた制度を廃止

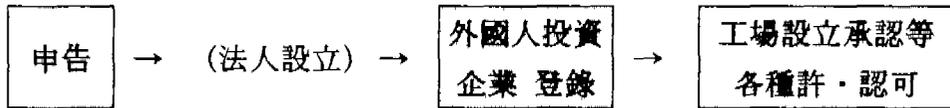
c. 外国人投資の自由化

▶ 法令に違反しない限り，外国人投資には原則的に制限がないことを宣言（法 第4条第1項）

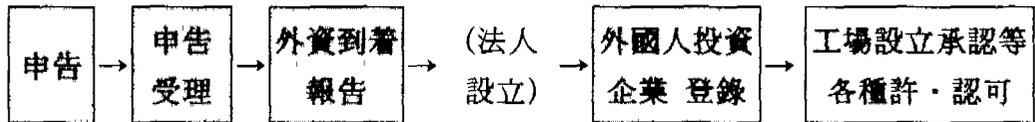
- ただ，国家安全・保健衛生・環境保全に害をおよぼす等の場合には，外国人投資を制限できる
- 外国人投資促進法が定める事項以外に，他の法令による外国人投資制限内容は，毎年財政経済部長官が統合公告する（法 第4条第4項）

### 3. 外国人投資申告及び許・認可手続き

#### 外国人投資促進法上の外国人投資手続き



#### ※ 従来外国人投資手続き



#### a. 外国人投資申告の基本原則

◆ 外国人投資制度は、93. 3月以後原則的に申告制でありながら、政府の認可制が例外的に運営されてきたが、98.11月の外国人投資促進法の発効で、従来の申告受理制から単純申告制に変更

##### ▶ 新株取得(Type A)：事前申告制

- 禁止業種を除く全業種の新株を取得する場合、申告制で運営(許容基準が設けられた制限業種を含む)

##### ▶ 既存株式の取得(Type B)：事前申告制

- ただ、防衛産業を営む企業の既存株式を取得する場合には、財政経済部長官の審査後に許可

※ 98. 5月以後、国内企業の既存株式を取得する場合、当該企業理事会の譲渡決議条件を廃止し、敵対的 M&A を全面許容

##### ▶ 長期借款(Type C)：事前申告制

##### ▶ 合併等による株式取得(Type D)：事後申告制

- 外国人投資家が、当該外国人投資企業が他企業と合併することにより、合併後存続または新設される法人の株式等を取得した場合、取得日から30日以内に申告する

## ※ 事前申告

- ・新株取得による外国人投資申告
- ・既存株式等の取得による外国人投資申告
- ・長期借款方式による外国人投資申告
- ・上記外国人投資内容の変更申告

## ※ 事後申告：株式等の取得または譲渡・減少後30日以内に申告受付機関の長に申告

- ・合併等による株式等の取得申告
- ・株式または持分の譲渡または減少申告
- ・外国人投資企業登録変更(抹消)申請

## ◆ 申告受付機関

- 国内銀行(27行)の本、支店及び外国銀行(43行)の国内支店
- KOTRA外国人投資支援センター / 地方、海外事務所

## ※ 申告受理制度及び単純申告制度の違い

▶ 従来 of 申告受理制度は、申告書の實質的な内容を審査することで即時處理が困難な場合が多かったが、法で定める単純申告制度は、形式的な内容のみを審査するため即時處理が可能

- ただ、単純申告制においても同法に基づいて許可が下りた場合や申告した事項を履行しない場合、その履行が違法または不當な場合、外国人投資禁止事由に該当する場合、外国人投資者及びその他の利害關係人に是正を命ずるか、または、その他必要な措置を取ることができる(法 第28條第4項)

## ☞ 外国人投資の禁止事由(法 第4條第2項)

- ・ 國家の安全と公共秩序の維持に支障をきたす場合
- ・ 國民經濟の健全な發展に悪い影響をあたえる場合
- ・ 大韓民國の法令に違反する場合

## b. 類型別外国人投資の手続き

### (1) 新株等の取得による外国人投資(Type A)

#### ◆ 投資形態

- ① 新設法人の設立(単獨または合弁)
- ② 国内企業(外国人投資企業を含む)の増資に参加

#### ◆ 外国人投資の申告(法 第5條第1項)

##### ▶ 申告人及び申告受付機関

- 申告人：外国投資家が直接申告または、代理人が申告
- 申告受付機関：国内銀行の本・支店、外国銀行の国内支店、KOTRA(海外貿易関及び国内地方事務所を含む)

##### ▶ 提出書類

- 新株等の取得による外国人投資申告書 2部
- 代理人を証明する書類(委任状等)
- その他書類：該当時にのみ提出(寫本各1部)
  - ・技術評価機関が評価した産業財産権等の価格評価内容を証明する書類の寫本
  - ・支店または事務所、法人の清算による残余財産であることを証明する書類
  - ・海外で認定された借入金の返済額であることを証明する書類
  - ・当該法人または企業の経営に實質的な影響力を行使することを証明する書類
  - ・株式または不動産を處分する代金であることを証明する書類

##### ▶ 申告處理期間及び方法

- 處理期間：即時
- 處理方法：申告受付機関は、記載事項の漏落、營業業種が除外(不許)業種及び制限業種であるか等を確認した後、申告済み證(申告畢證)を交付

※ 外国人投資變の申告：事前申告制で、既存の申告受付機關に申告

- 申告された内容中、次の事項が變更された場合(令 第6條)

- ① 外國投資家商號, 名稱及び國籍
- ② 外國人投資金額・投資比率・投資方法
- ③ 營業しようとする事業
- ④ 外國人投資企業の住所

#### ◆ 新株等の取得による外國人投資資金の導入

▶ 現金で導入する場合

- 國內外國爲替銀行の支店に送金

(例示)：最も一般的な場合

- ① 外國所在銀行から國內外國爲替銀行本・支店に外國人投資資金を送金：受取人は代理人, 假稱の外國人投資企業でも可能  
(代理人を受取人とする場合が最も一般的であるが, 送金時に代理人の特定計座番號は記録しないものとする)
- ② 送金された金額を別單計定(株金納入計座)に入金：株金納入保管證明書の交付を受け, 法人設立登記の際に使用

※ 送金された外貨資金は, 別單計定(株金納入計座)に入金されるが, この時銀行から外國爲替(買入, 預置等)證明書類を交付してもらう  
→ 外國人投資企業登録申請の際に必要な(銀行が発行した證明書は, 外國人投資資金が外國から導入された資金であることを證明する書類となる)

- 税關を通じた携帶搬入の場合

(例示)：最も一般的な場合

- ① 現金, Traveler's Check等の支給手段を携帯搬入する場合には, 管轄税関(空港の税関等)に登録(外国為替管理規程 第8-8條)
- ② 外国為替銀行に非居住者外貨計定を開設して入金(非居住者外貨計定開設の際は外国為替登録證, 旅券等が必要)
- ③ 株金納入計座に入金: 株金納入保管證明書の交付を受け, 法人設立登記の際に使用

▶ 資本財を現物として導入する場合

- 導入物品明細書を作成, 船積前に大韓貿易投資振興公司の長または外国為替銀行の長に検討・確認するよう申請
- ・ 提出書類: 導入物品確認申請書3部, 物品賣渡確約書等, 価格を證明する書類
- 外国為替銀行長の導入物品明細確認(對外貿易法による輸入承認と見なす)
- 資本財導入完了の際, 現物出資完了確認申請
- ・ 外国人投資支援センターの關稅廳派遣官に現物出資完了確認申請書2部と輸入申告済み證を提出
- ※ 現物出資完了確認は外国人投資促進法上, 直接處理支援に分類され, 外国人投資支援センターの關稅廳派遣官が直接處理
- 現物出資完了確認書を發給してもらい, 法人設立登記の際に使用

## ◆ 法人設立登記，事業者登録，外国人投資企業の登録

▶ 法人設立登記及び事業者登録は，非訟事件手続き法，法人税法等の規定に従う

- 事業者登録申請は，外国人投資促進法上，直接処理支援に分類され外国人投資支援センターの国税廳派遣官に申請可能

▶ 外国人投資企業登録(法 第21條1項，令 第27條)

- 出資目的物の納入を完了した場合及び既存株式等を取得(當該既存株式等の代金を精算)する場合，30日以内に申告受付機關に登録申請する

- 提出書類

- ・外国人投資企業登録申請書
- ・外國爲替(買入，預置等)證明書(現物出資の場合は現物出資完了確認書)
- ・法人登記簿謄本(個人事業者の場合は事業者登録證)

※ 一部のみ納入された場合には登録できないが，外国人投資企業登録證明書が必要な場合には，外国人投資内容變更申告後に可能

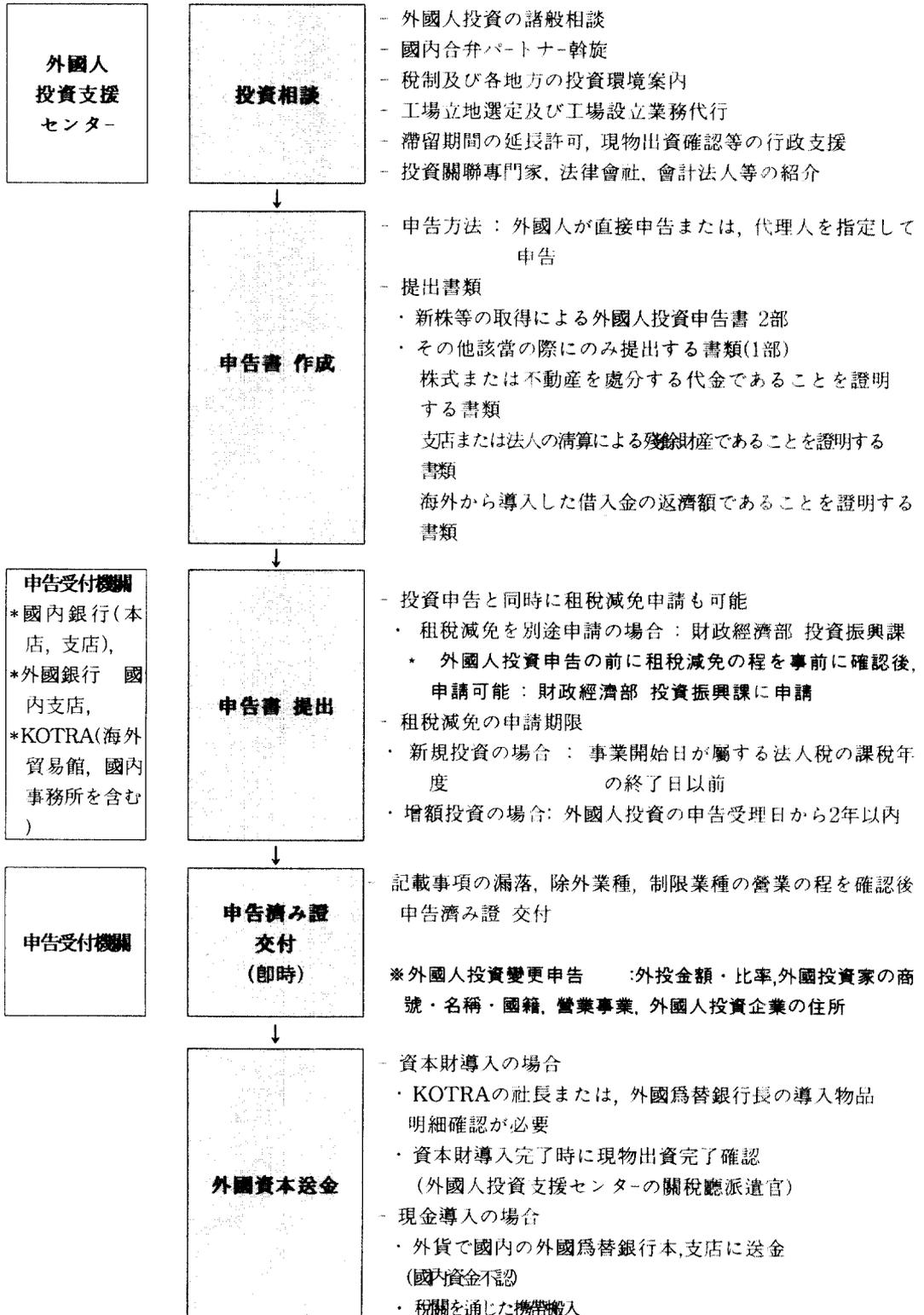
## ◆ 工場設立及び事業開始に必要な許・認可

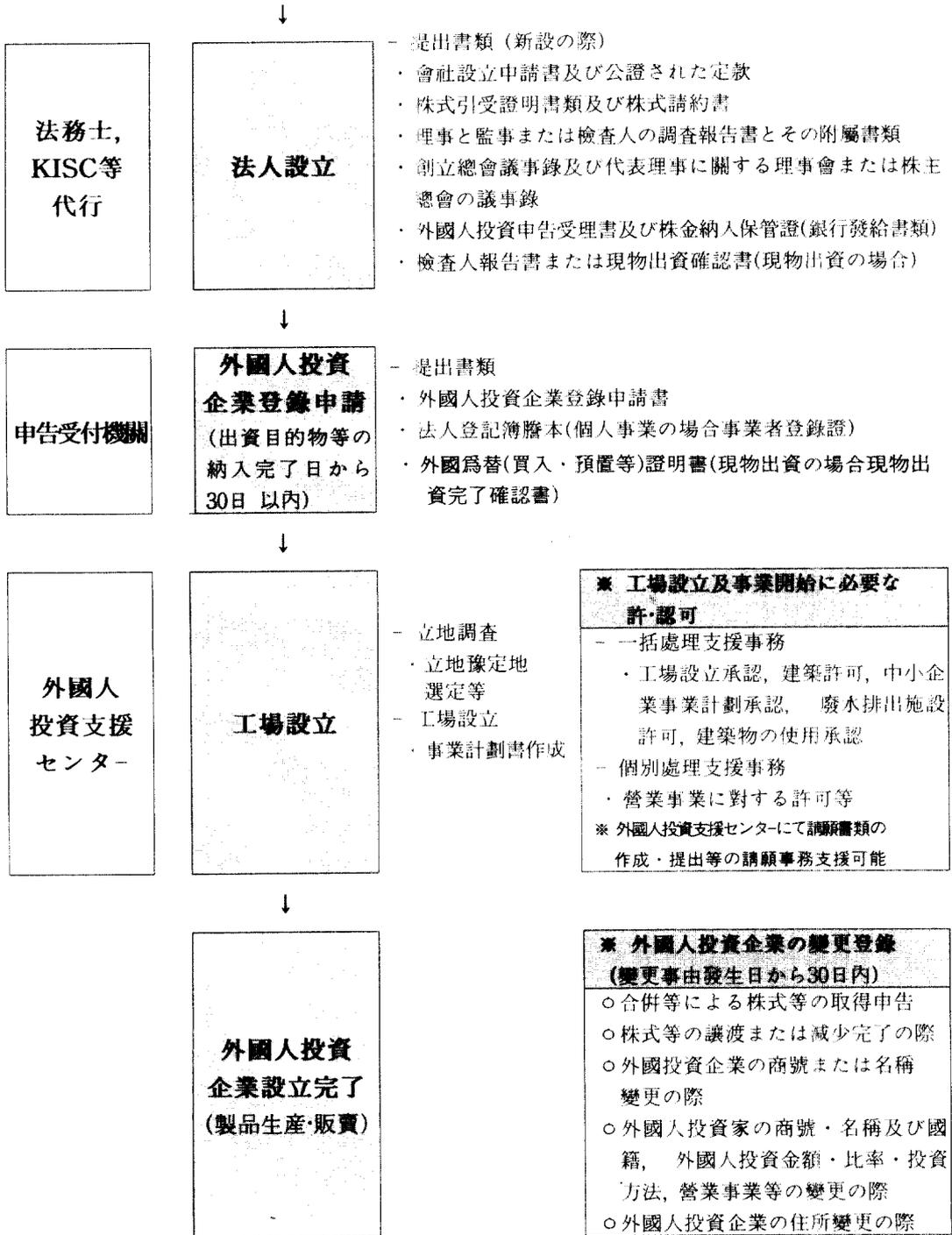
▶ 外国人投資企業は必要な場合，工場設立等の事業承認，外国人投資企業を営むために必要な許・認可を得る

- 支援事務の性格，處理機關及び手続きによって3つの支援(直接處理支援，一括處理支援，個別處理支援事務)に分類し，それぞれの處理手続きに應じて處理

※ 3. c (工場設立及び事業開始に必要な許・認可支援事務の處理)で詳述

## TYPE A (新株取得の場合)の手続き圖





## (2) 既存株式等の取得による外国人投資(Type B)

### (投資形態)

国内企業(または外国人投資企業)の既存の国内人株主が所有している株式を外国投資家が取得

① 外国投資家と国内人株主間の直接取引

② 有価証券市場にて取得(10%以上)

### ◆ 外国人投資申告または許可申請(法 第6條第1項,第3項)

#### ▶ 防衛産業者でない企業の既存株式取得 : 申告制

##### - 申告人及び申告受付機関

- ・ 申告人 : 外国投資家が直接申告または, 代理人が申告
- ・ 申告受付機関 : 国内銀行の本・支店, 外国銀行の国内支店, KOTRA  
(海外貿易館及び国内地方事務所を含む)

##### - 提出書類

- ・ 既存株式等の取得による外国人投資申告書 2部

##### - その他の書類(該当する場合に提出) : 寫本1部提出

- ・ 譲受人間に特殊関係があることを確認する書類(譲受人が複数の場合)
- ・ 支店または事務所, 法人の清算による残余財産であることを証明する書類
- ・ 海外で認定された借入金の返済額であることを証明する書類
- ・ 当該法人または企業の経営に實質的な影響力を行使することを証明する書類
- ・ 株式または不動産を處分した代金であることを証明する書類

##### - 申告處理期間及び方法

- ・ 處理期間 : 即時

- ・ 処理方法：申告受付機関は、記載事項の漏落、営業業種が除外業種 及 制限業種に該当するか等を確認した後、申告済み証を交付

▶ 防衛産業者の既存株式取得：許可制

- 許可申請人及び許可申請受付機関

- ・ 申請人：外国投資家が直接申請または、代理人が申請
- ・ 申請受付機関：財政経済部 投資振興課

- 提出書類

- ・ 既存株式等の取得による外国人投資許可申請書 2部

- その他の書類(該当する場合に提出)：寫本1部提出

- ・ 譲受人間が特殊関係にあることを確認する書類(譲受人が複数の 場 合)
- ・ 支店または事務所、 法人の清算による残余財産であることを証明する 書類
- ・ 海外で認定された借入金の返済額であることを証明する書類
- ・ 当該法人または企業の経営に實質的な影響力を行使することを証明 する書類
- ・ 株式または不動産を處分した代金であることを証明する書類

- 處理期間及び方法

- ・ 處理期間：15日(避けられない場合は15日延長可能)
- ・ 處理方法：主務部長官と協議後に許可を決定し、これを申請人に通報 (許可において条件を附加することもある)

※ 外国人投資變更申告：事前に既存の申告受付機関に申告(許可申請)

- 申告された内容中、次事項が變更された場合(令 第6條)

- ①外国投資家の商號、名稱及び國籍
- ②外国人投資金額・投資比率・投資方法
- ③營業しようとする事業
- ④外国人投資企業の住所

【参考】 防衛産業者の現況

區 分	企 業 名
主 要 防産業體 註1) (56社)	(株)江南, 錦湖タイヤ, 起亞重工業, 國際電子工業, 技元電子 通信, 大韓航空, 東洋鋼鐵, 大洋電氣工業, DAEYOUNG電子工 業, 大宇電子, 大宇精密工業, 大宇重工業, 大宇通信, 東明重工 業, 斗原重工業, DOORAE AIRMETAL, 萬都機械, SOUL ENGINEERING, 三共物産, SEOULL車體工業, 三星電子, 三 星航空産業, 三洋化學工業, 雙龍重工業, SETBANG HITECH, (株)銀星社, 亞細亞自動車工業, 聯合精密, ORIENTAL工業, 二和電氣工業, LG電線, LG精密, 第一精密 工業, 進陽工業, 昌源特殊鋼, 天池産業, (株)TECHRAF, 太産 精密, 統一重工業, 浦港綜合製鐵, 平和産業, (株)豊山, 韓國 FIBER, 韓振重工業, (株)韓和, 韓和機械, 韓國光學技術開發, 韓國重工業, 韓國通信機産業, 韓逸鍛造工業, 協進精密, 現代宇 宙航空, 現代精工, 現代重工業, KOREATAKOMA 造船工業, CONY電子産業
一 般 防産業者 (25社) 註2)	起亞精機, 起亞自動車, 廣林特裝車, 國際綜合機械, NATIONAL PLASTIC, 魯宇電子, (株)大明, 東進電氣, 大同 GEAR, 大新金屬, 大圓鋼業, 大興機械工業, 東洋LINING工業 社, 三正TURBIN, 水原枝管(株), 三又金屬工業, 信一金屬, 雙 龍自動車, 一信通信, 進榮精機, 漢擎重工業, HANBELLヘリコ プター, 韓國熱處理, 韓國特殊包裝, 現代電子産業
計	81社

註 1) 銃砲類 其他 火力裝備, 誘導武器, 航空機, 艦艇, 彈藥, 戦車・装甲車その他  
 戦闘機動裝備, レイダー・彼我識別機 其他 通信・電子裝備, 夜間透視鏡 其他  
 光學・熱像裝備, 戦闘工兵裝備, 化生放裝備, その他國防部長官が指定する主要  
 物資を生産する企業

註 2) その他防産物資を生産する企業

## ◆ 既存株式取得による外貨資金の導入

### ▶ 国内の外国為替銀行本・支店に送金の際

- 外国為替銀行を通じて国内に送金し、契約条件によりこれを賣却して内國通貨で既存の株主に支給または、外国為替銀行を通じた計定間のふりこみ方法によって外貨で支給
  - ただ、外貨を直接引き出して既存の株主に支給する場合には、韓国銀行總裁の許可が必要
- ※ 外国為替銀行から外国為替(買入,預置等)證明書を交付してもらう:  
外国人投資企業登録の際に必要

### ▶ 税関を通じた携帯搬入の際

- 管轄税関(空港税関等)に登録した後、外国為替銀行からウオン貨に換え内國通貨で既存の株主に支給または、外国為替銀行を通じた計定間のふりこみ方法によって外貨で支給
- ※ 外国為替銀行から外国為替(買入,預置等)證明書を交付してもらう:  
外国人投資企業登録の際に必要

## ◆ 外国人投資企業の登録及び個別處理請願事務の許可等

### ▶ 外国人投資企業登録(法 第21條第1項, 令 第27條)

- 既存の株式取得後 30日以内に申告受付機關に登録申請
- 提出書類 : 外国人投資企業登録申請書, 外国為替(買入,預置等)證明書, 法人登記簿謄本(個人事業の場合は事業者登録證)

### ▶ 個別處理請願事務の許可等の取得

- 既存株式取得の場合にも獨占規制及び公正取引に関する法律規定(第12條)によって企業結合申告等, 個別法による許可等を取得しなければならない

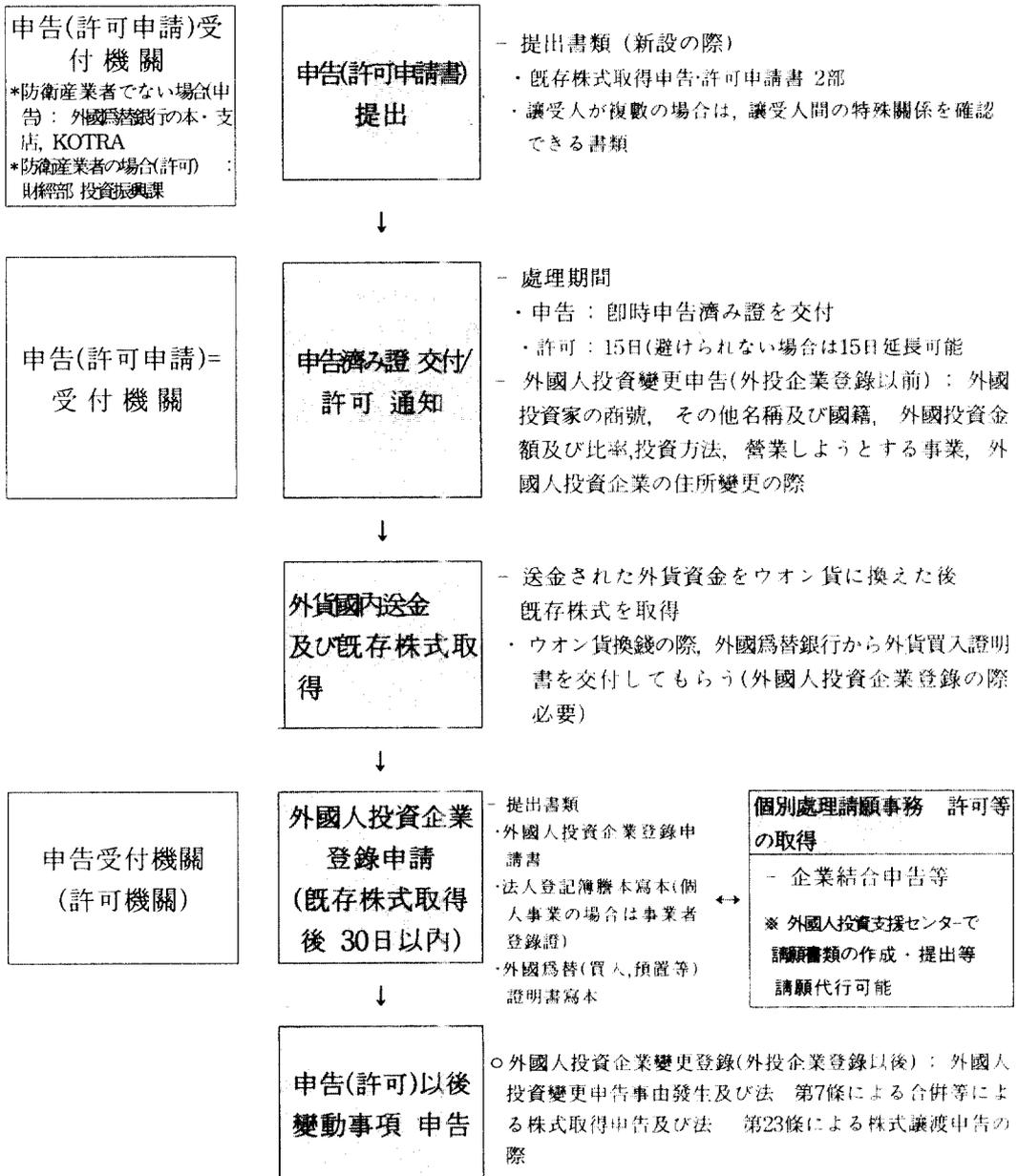
## ◆ 留意事項

- ▶ 買入・相續・遺贈または贈與等による株式取得あるいは、株式譲渡等の申告(法 第7條第1項3號)との區別
  - 外國人が登録された外投企業の株式を外國投資家から買入・相續・遺贈または贈與によって取得する場合には、株式取得後30日以内に株式取得を申告する(外國投資家が、法第23條によって株式譲渡申告をした場合は、當該外國人の株式取得申告義務を免除)
  
- ▶ 有價證券市場での取得(令 第7條6項)
  - 外國人が證券取引法によって有價證券市場で9%の株式を取得していた状態で、1.1%の株式を追加取得しようとする(總株式取得比率が10%以上になる場合)、1.1%取得以前に既存株式等の取得による外國人投資申告(又は 許可申請)をする
  - 制限業種の既存株式取得限度の計算
    - ・ 當該外國人が有價證券市場で取得する既存株式は、その取得限度に含まれ、當該外國人以外の外國人が有價證券市場で取得する既存株式は、當該業種の外國人投資比率の制限範囲に基づく取得限度に含まれない
  
- ▶ 制限業種を営む企業の既存株式取得(令 第7條第6,7,8項)
  - 制限業種を2種以上営む企業の既存株式を取得する場合には、當該企業が営む業種のうち、外國人投資比率の許容範囲が最も低い業種の外國人投資比率がその許容限度となる
  - 企業總賣上額中、制限業種の賣上額比率が1%未滿の場合には、これを當該企業が営む業種としない
    - ・ 外國人が既存株式を取得した後、當該企業の總賣上額中の制限業種の賣上額が1%を超過した場合には、その超過した事業年度の決算確定日から6カ月以内に當該既存株式等を大韓民國國民または法人に譲渡する

▶ 既存株式の取得において、譲受人が複数のため、申告(許可申請)しなければならない場合

- 外国人及び当該外国人の特殊関係人(令第7条1項に明示)が、共同で既存株式を取得する場合

## TYPE B (既存株式取得(M&A)の場合)の手続き圖



### (3) 長期借款方式の外国人投資

#### (投資形態)

海外親企業または、当該親企業と資本出資関係のある企業から外国人投資企業に5年以上の長期借款を導入する場合

#### ◆ 外国人投資申告(法 第8条第1項)

##### ▶ 申告人及び申告受付機関

- 申告人: 外国人投資家が直接申告または、代理人が申告(代理の場合, 委任状 必要)
- 申告受付機関: 国内銀行本,支店, 外国銀行国内支店, KOTRA(海外貿易館及び国内地方事務所を含む)

##### ▶ 提出書類

- 申告書類 2部
- 海外親企業または、当該親企業と資本出資関係があることを証明する書類の寫本 1部
- 借款契約書寫本 1部

##### ▶ 長期借款方式による外国人投資変更申告 - 借款契約変更の際 : 申告書 2部及び変更契約書寫本 1部

- 借款提供者変更の際 : 申告書 2部及び変更契約書寫本 1部, 海外親企業またはその親企業と資本出資関係のある企業であることを証明する書類の寫本 1部

##### ※ 事前申告制で既存の申告受付機関に申告

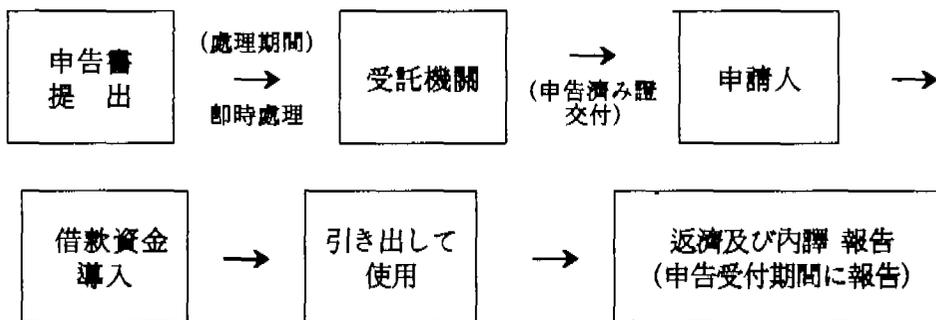
- 変更申告事由 : 申告された内容中, 次の事項が変更された場合
  - ① 外国投資家の商號, 名稱及び國籍

- ② 外国人投資金額・投資比率・投資方法
- ③ 営業しようとする事業
- ④ 外国人投資企業の住所

▶ 申告処理期間：即時申告済み証交付

※ 長期借款方式の外国人投資申告後、外国人投資企業の變更登録申請は不要

### TYPE C (長期借款方式の場合)の手続き圖



#### (4) 合併等による株式等の取得(Type D)

##### (形態)

- ① 外国投資家が、当該外国人投資企業の準備金・再評価積立金等が資本として転入されたことにより株式等を取得した場合
- ② 外国投資家が、当該外国人投資企業が他企業と合併する際に所有していた株式等によって、合併後存続または新設される法人の株式等を取得した場合
- ③ 外国人が、登録された外国人投資企業の株式等を外国投資家から買入・相續・遺贈・贈與によって取得した場合
- ④ 外国投資家が取得した株式等からできた過失の出資によって株式等を取得した場合
- ⑤ 外国人が、轉換社債または新株引受権附社債を株式等に轉換した場合

◆ 外国人投資申告(法 第7條第1項)

▶ 申告人及び申告受付機関

- 申告人：外国投資家が直接申告または、代理人が申告
- 申告受付機関：外国人投資事後管理機関[外国投資家に、新株または既存株式等の取得による外国人投資申告済み証(または許可通知書)を發給した機関]

▶ 提出書類

- 株式または持分の取得申告書 2部
- 株式または持分の取得を證明する書類の寫本 1部
- 當該法人または企業經營に實質的な影響力を行使することを證明する書類の寫本 1部(10%未滿取得の際)

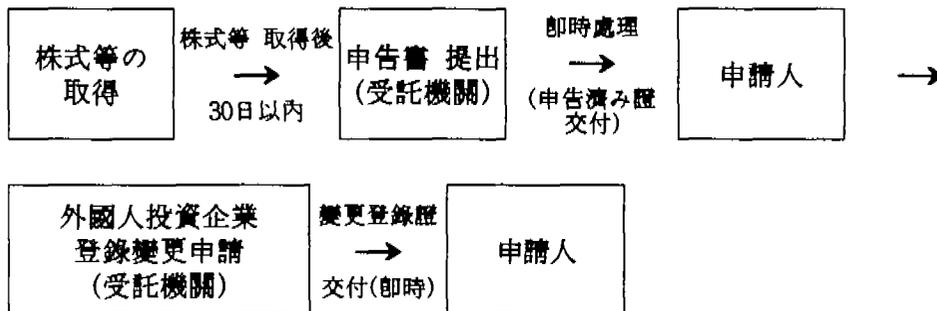
▶ 申告期間：株式等の取得日から30日以内に申告

▶ 申告處理期間：即時申告済み證を交付

◆ 外国人投資企業變更登録の申請(法 第21條, 令 第27條)

- ▶ 合併等による株式取得申告後 30日以内に事後管理機関に申請
- ▶ 提出書類：外国人投資企業登録申請書(變更登録), 事由證明書類

**TYPE D (合併等による株式等の取得(M&A)の場合)の手續き圖**



## c. 工場設立及び事業開始に必要な許・認可請願事務

### (1) 許認可請願事務処理システム

#### (a) 請願の体系的分類

- ▶ 請願事務を請願事務の性格，処理機関及び手続きによって3種類の請願に分類し，それぞれの処理手続きによって処理(直接処理請願，個別処理請願，一括処理請願)

#### (b) 外国人投資關聯許・認可の迅速處理手続き

##### ◆ 一括處理制導入

- ▶ 外国人投資企業が工場設立等の事業承認を得るために必要な各種の請願を，請願事務の性格によって5つの請願群に分類し，主な請願が許・認可された場合は，附隨請願も共に處理されたものと見なす(法 第17條第1項)

→ 外國投資家が請願を處理するために，さまざまな行政機關を訪ねる必要なく，行政機關が代わって處理することにより外國投資家の不便を最少化

- ▶ 請願處理機關の關係機關との協議手続き規定(法 第17條第4項)

- 請願處理機關の長は，即時關係機關の長と協議するものとし，協議要請を受けた關係機關の長は，處理期間内に意見を提出
- 關係機關の長が不同意の場合には，その事由を明示し，處理期間内に意見を提出しない場合には，意見がないものと見なす

- ▶ 市・道 外国人投資振興官に請願事務處理の督勵・點檢責任を附與

- 許・認可請願の圓滑な處理を督勵し，關係機關間の協助體系を構築する等，地方自治團體の外国人投資を積極的に推進するため，市・道に

◆ 自動承認制

- ▶ 外国人投資に關聯する全請願に處理期間を附與し、その處理期間内に處理されない場合、自動承認したものとし、行政官廳の處理遲延を防止(法 第17條第5項)

◆ 先(條件付き)承認制

- ▶ 添付書類等の一部條件が未備な場合にも、これを事後補完することを條件に先に承認できるようにし、許・認可に對する不確實性を迅速に除去(法 第17條第10項)

(c) 外国人投資關聯許・認可の透明性提高

◆ 拒否の際の手續き規定を設定

- ▶ 拒否事由の明示(法 第17條第5項)
  - 處理期間内に許可等の拒否に關する通知をする際には、拒否決定の原因となる事實とその法的根據を具體的に明示して、書面にて外國投資家等に通報
- ▶ 拒否事由の解消の際の許可義務(法 第17條7項)
  - 外國投資家が拒否事由を解消し、許可條件を充たしたことを證明する書類を提出する場合、請願處理機關の長は、3日以内に當初の許可を出す
  - 當初の拒否事由以外の事由をもって許可等を拒否できないものとする

(d) その他の請願事務處理規定

- ▶ 外国人投資に關する請願の處理に關し、法及び令に規定されていない事項に對し、請願事務處理に關する法律の規定を適用(令第24條第13項)

- ▶ 外国人投資を申告した時より事業を開始するまでに必要な請願事務のうち、外国人投資促進法で一括処理請願、個別処理請願、直接処理請願等に定められていない請願は、外国人投資家及び外国投資企業に適用しない

(法 第11条第11項)

## (2) 請願の類型別処理制度



### (a) 概念(法 第17条第2項)

- ▶ 外国人投資支援センター(KISC)に派遣された公務員が、所属行政機関の長より委任された全決権をもって直接処理できる請願事務(滞留資格附與等7つの請願事務)

### (b) 処理手続き(令 第24条第1項)

- ▶ 外国投資家またはその代理人がKISCに直接申請、関係行政機関から派遣された公務員が即時処理(特別な手続き不要)
- ▶ 該當個別法に定めた書式及び外国人投資促進法に定めた処理期間に基づいて処理
- ▶ ただ、事業者登録の場合、事業開始日から20日以内にKISCに事業者登録を申請(法人の場合は法人設立申告と同時に申請可能)→管轄税務署に移送→管轄税務署が事業者登録證を發給→KISCに返信または、請願人が望む場合、税務署が請願人に直接發給

※ KISCを利用しない場合は、外国投資家またはその代理人が直接管轄税務署に申請處理。

(c) 種類及び処理期間：施行令 別表 1

請願事務名	根 據 法 令	處 理 期 間
1. 現物出資完了確認	外國人投資促進法 第30條第3項	即 時
2. 滞留資格附與	出入國管理法 第23條	即 時
3. 滞留資格 變更許可	出入國管理法 第24條第1項	即 時
4. 滞留期間 延長許可	出入國管理法 第25條	即 時
5. 再入國許可	出入國管理法 第30條第1項	即 時
6. 外國人登録事項 變更申告	出入國管理法 第35條	即 時
7. 事業者登録	附加價值税法 第5條	7日



(a) 概 念(法 第17條第3項)

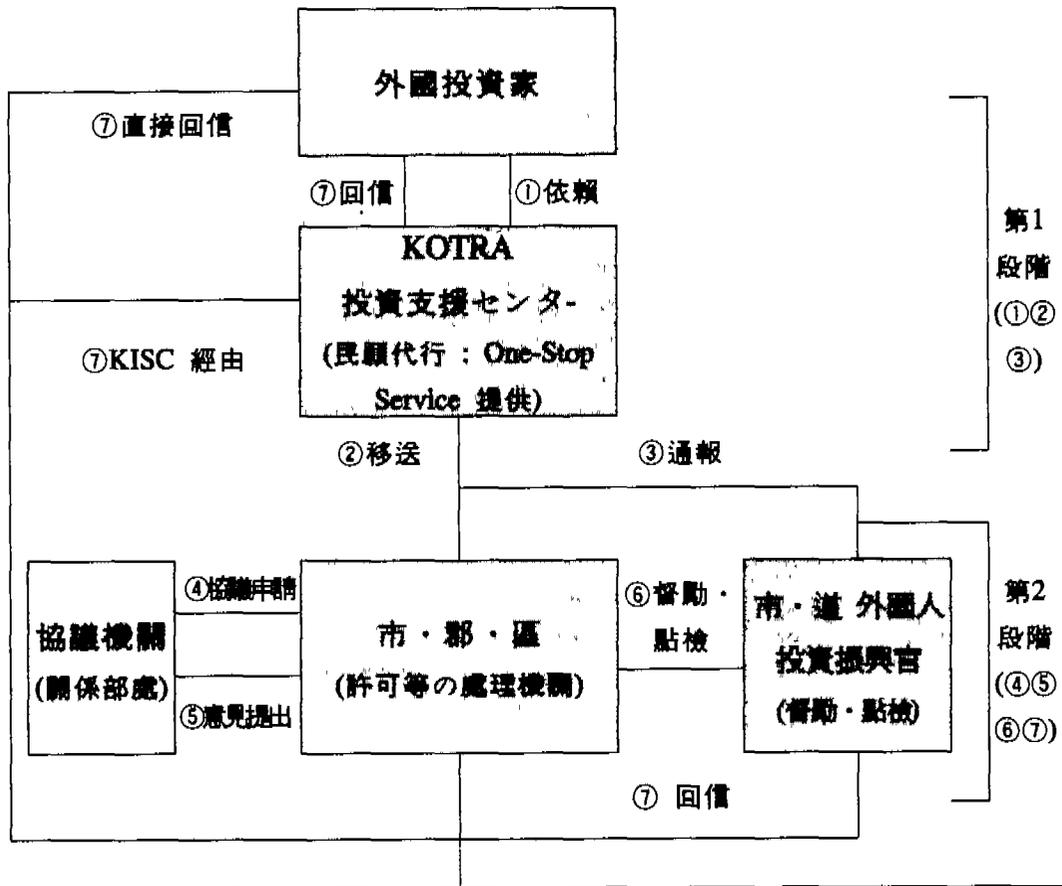
- ▶ 請願を請願事務の性格及び處理機關等を考慮し、いくつかの請願群(工場設立承認等 5つの請願群)に分類するにおいて、その中に主要請願事務に対する許可等があり、 擬制對象請願の許可等があると思われる請願事務(法 別表1, 法 第17條第1項關聯)

(b) 處理手續き

- ▶ 外國人投資促進法令が定める請願書式及び處理期間に基づいて申請處理(令 第24條第2項)

○一括處理請願申請書に擬制處理を望む請願の明細書を添附

(c) 請願事務處理の手續き(流れ圖)(法 第17條 關聯)



※ 請願處理及び結果回信の  
際の留意事項

- ⑧ 處理期間延長の通報：當初の處理期間以内の延長可能
- ⑨ 請願内容の補完要求：請願別補完條件及び補完時期の提示  
(補完處理期間は請願處理期間に未算入)
- ⑩ 條件付き承認：請願別未備事項の補完を條件に先に承認
- ⑪ 許可等の拒否：拒否事由解消後再申請(3日以内に許可)

## 〈第1段階、請願の受付、移送等〉

- ① 請願人が請願申請書類の作成及び提出等、請願の代行を投資支援センターに依頼(請願人の選擇によって市・郡・區に直接申請可能)
- ② 投資支援センターにおいて請願申請書類の作成及び移送(提出)を代行
  - ▶ 一括處理請願(または個別處理請願)に對し、該當申請書に具備書類を添附して管轄市長・郡守・區廳長に提出し、この際、擬制處理を望む請願の場合には擬制處理請願と關聯する具備書類も同時に提出(請願書式及び具備書類欄參考)
- ③ 投資支援センターは、請願申請書類の移送(提出)事實を該當市・道 外國人投資振興官に通報

## 〈第2段階、請願の協議、處理及び處理結果の返信等〉

- ④ KISCより地方自治團體に移送された書類は、文書係を經由し請願別に擔當課が受け付け處理する。この際、請願處理機關長(擔當課)は、協議機關との協議が必要な場合、即時協議を要請する
  - ※ 請願別擔當處理課: 工場設立及び事業計劃承認は工業課、建築許可及び建築物使用承認は建築課、廢水(大氣)排出施設許可は環境課で受け付け處理する
- ⑤ 協議要請を受けた關係機關の長は、請願處理期間満了日の1日または2日前(處理期間が7日を超過する請願の場合に該當)まで意見を提出し、不同意の際には事由を明示
- ⑥ 請願受付事實を通報された外國人投資振興官は、請願事務の圓滑な處理を督勵・點檢し、許可拒否を通報された場合は、その拒否事由の適正性を検討して問題解決を調整
- ⑦ 請願處理機關の長は許可が適合かを検討した後、許可等の可否を處理期間内にKISC、請願人及び市・道 投資振興官に返信
  - 處理期間内に許可等の拒否通知をしない場合、その處理期間満了翌日に許可等があったものと見なす(自動承認制度)
  - この場合、請願處理期間の長は、即時當該許可等があったことを證明する書類を交付する

## 〈 請願処理及び結果返信の際の留意事項 〉

### ⑧ 処理期間延長通報

- ▶ 請願処理機関の長は、処理期間内に請願を処理できない合理的で客観的な事由がある場合、1回に限り當初の処理期間以内でその処理期間の延長が可能

### ⑨ 請願内容の補完または補正要求

- ▶ 請願処理機関の長は、補完または補正が必要な場合、期間を定めて補完または補正を要請でき、この期間は処理期間に算入されない

### ⑩ 先(条件付き)承認

- ▶ 請願処理機関の長は、許可等と關聯し、添附書類等の一部条件が未備な場合にもこれの補完時期を定め、条件付きで許可できる
- ▶ 条件付きで許可等を得た者が、次の段階の許可等を申請する際には、當該許可等の直前段階の請願に付けられた条件を履行したことの確認書を請願処理機関の長に提出する

### ※ 条件補完の時限(令 第24 條第8項)

- (1) 工場設立及び事業計劃の承認：建築許可申請時(建築許可の擬制處理を受けた場合着工申告時)まで
- (2) 建築許可：着工申告時まで
- (3) 環境關聯許可：稼働開始申告時まで
- (4) 建築物使用承認：建築物臺帳登録時まで

### ⑪ 許・認可拒否の際の手続き規定

- ▶ 請願事務の許可等を拒否する場合には、拒否事由と法的根據を明示して外國人投資振興官及び請願人に書面で通報し、請願人が拒否事由を解消した後、再申請する場合は、3日以内に許可するものとし、當初の拒否事由以外の事由をもって、これを拒否できないものとする

(d) 一括處理請願事務の種類及び處理期間

(法 別表 1及施行令 別表 3)

區 分	擬制對象の許可	處理期間
1.工業配置及び工場設立に関する法律 第13條第1項の規定による工場設立等の承認	農地轉用許可(農地法第36條)等合計26の請願	擬制處理が不要な場合：7日
		承認申請内容の全部が市長・郡守・區廳長の權限に屬するもので、國土利用管理法上の用途地域變更を伴わない場合：14日 國土利用管理法上の用途地域變更を伴う場合等、その他の場合：30日
2.中小企業創業支援法第21條の規定による事業計劃の承認	道路占用の許可等(道路法第40條1項)等、合計26の請願	擬制處理が不要な場合：7日
		承認申請内容の全部が市長・郡守・區廳長の權限に屬するか、または國土利用管理法上の用途地域變更を伴う場合：14日 他行政機關との協議を経る場合等、その他の場合：21日
3.建築法 第8條の規定による建築許可	土地形質變更許可(都市計画法第4條1項)等、合計27の請願	標準設計圖によって建築する建築物：7日(3日)
		市・道 地方建築委員會の建築審議對象の建築物(市・道知事の事前承認對象建築物を含む)：30日(15日) その他の建築物：14日(7日)
4.水質環境保全法第10條の規定による廢水排出施設許可(廢水排出施設がない場合には大氣環境保全法第10條の規定による大氣汚染物質排出施設の許可)	騒音・震動排出施設の許可(騒音・震動規制法第10條)等、合計7の請願	7日
5.建築法 第18條の規定による建築物の使用承認	専用水道施設の竣工検査(水道法第15條1項)等、合計12の請願	水質検査機關の水質検査が必要な場合：14日
		その他の場合：6日

備考：1)建築許可の際、( )は建築士が現場調査・検査及び確認業務を代行する場合の處理期間を意味する

2)建築許可の際、外部専門家の環境影響検討が必要な場合で、處理期間が14日未滿の場合、その處理期間は14日とする

## (e) 請願書式及び具備書類

### ▶ 工場設立等の承認申請(別紙 第21號 書式)

- ① 事業計画書(工場敷地豫定區域と施設配置計劃が表示された地籍圖を含む)
- ② 擬制處理された許可等の明細書
- ③ 土地及び建築物(既存の建築物を使用して工場設立等の承認を得る場合に限り)に對する使用權を證明する類 1部
- ④ 外國人投資比率を證明する書類 1部(農地等の専用負擔金の減免を望む者に限り)

### ▶ 事業計劃の承認申請(別紙 第22號 書式)

- ① 事業計劃書(承認申請する場合に限り) 1部
- ② 變更計劃書及び變更事由書(變更承認申請する場合に限り) 1部
- ③ 變更内容の新・舊對比表(變更承認申請する場合に限り) 1部
- ④ 擬制處理された許可等の明細書 1部
- ⑤ 外國人投資比率を證明する書類(農地等の専用負擔金の減免を望む者に限り)

### ▶ 建築許可の申請(別紙 第23號 書式)

- ① 建築する袋地の範圍とその袋地の所有または使用に關する權利を證明する書類 1部
- ② 基本設計圖書 1部(建築物棟別概要を含む)
- ③ 擬制處理された許可等の明細書 1部
- ④ 外國人投資比率を證明する書類(農地等の専用負擔金の減免を望む者に限り)

### ▶ 排出施設の設置許可(別紙 第24號書式)

- ① 生産工程流れ圖 1部
- ② 擬制處理された許可等の明細書 1部

### ▶ 建築物の使用承認の申請(別紙 第25號書式)

- ① 工事監理完了報告書 1部
- ② 現況圖面(建築法 第9條 第1項の規定による申告對象に限り) 1部

**(a) 概念(令 第24條第2項)**

- ▶ 外國人投資家が請願別に、個別的に申請する請願事務
- 該當法律に定めた請願書式及び處理期間によって處理

**(b) 處理手續き**

- ▶ 一括處理請願事務の處理手續きと同じ

**(c) 請願事務の範圍：法 別表2, 令 別表3及規則 別表1(合計112)**

**d. 外國人投資企業に對する事後管理制度**

**(1) 外國人投資企業變更登録(令 第27條第2項)**

◆ **變更登録の申請事由**

- ▶ 合併等により外國投資家が株式等を取得した場合等(法 第7條)
- ▶ 外國投資家が外國人投資企業の株式を他人に讓渡した場合等(法 第23條第1項)
- ▶ 外國人投資企業の商號または名稱が變更(令 第27條第2項3號)または、當該企業の株式あるいは持分を所有している外國投資家の商號・名稱及び國籍が變更された場合(令 第6條)
- ▶ 外國人投資金額・外國人投資比率・投資方法, 營業しようとする事業, 外國人投資企業の住所等の登録内容が變更された場合(令 第6條)

◆ **變更登録の申請方法**

- ▶ 事由發生日より30日以内に、事後管理機關(外國人投資申告受付機關または許可申請機關)に提出
- ▶ 提出書類: 外國人投資企業登録申請書(變更登録), 事由證明書類

(2) 關稅等の免除を受けて導入した資本財の處分(讓渡, 貸與, 申告された目的以外の使用の際)(法 第22條第1項)

◆ 輸入申告受理日より5年が経過していない場合 : 事前申告

- ▶ 申告受付機關 : 事後管理機關(外國人投資申告受付機關)
- ▶ 提出書類 : 資本財處分申告書

◆ 輸入申告受理日より5年が経過した場合 : 申告不要

- ▶ 特別な申告なしに自由に處分可能

(3) 外國人投資企業の申告された營業以外の追加事業の營業

◆ 外國人投資比率が10%未満の外國人投資企業

- ▶ 完全開放業種, 部分制限業種, 未開放業種等全業種に對し, 追加的な事業營業が可能(申告不要)

◆ 外國人投資比率が10%以上の外國人投資企業(令 第29條第2項1號)

- ▶ 追加事業營業が自由な場合  
(舊法においては事前申告しなければならない場合があったが, 促進法においては申告不要)
  - 完全開放業種を追加的に營業する場合
  - 部分制限業種をその許容基準の範囲内で營業する場合
- ▶ 追加事業營業が禁止される場合
  - 部分制限業種をその許容基準を超過して營業する場合
  - 未開放業種を追加的に營業する場合

(4) 外國人投資企業の他國內企業の株式取得

◆ 外國人投資比率が100分の50未満で, 外國投資家が最大株主でない外國人投資企業

- 他の全ての國內企業の株式を自由に取得可能

◆ 外国人投資比率が100分の50以上または、外国投資家が最大株主である外国人投資企業(令 第29條第2項2號)

▶ 他の国内企業の株式取得が自由な場合

- 完全開放業種を營業する他の国内企業の株式等を取得する場合
- 部分制限業種を營業する他の国内企業の株式等をその許容基準の範囲内で取得する場合
- 金融業または保険業等を營業する外国人投資企業のうち、他の企業の株式等を取得することが事業内容の全部または一部である外国人投資企業が他法令の規定により他の企業の株式等を取得する場合
- 未開放業種を營業する他の国内企業の株式等を10%以内に取得する場合

▶ 他の国内企業の株式取得が禁止される場合

- 部分制限業種を營業する他の国内企業の株式等をその許容基準を超過して取得する場合
- 未開放業種を營業する他の国内企業の株式等を10%以上取得する場合

(5) 株式等の譲渡(または減少)申告(法第23條第1項, 令 第30條1項)

◆ 申告事由

- ▶ 外国人投資家が所有する株式等を他人に譲渡する場合
- ▶ 資本減少により外国人投資家が所有する株式等を減少させる場合

◆ 申告時期

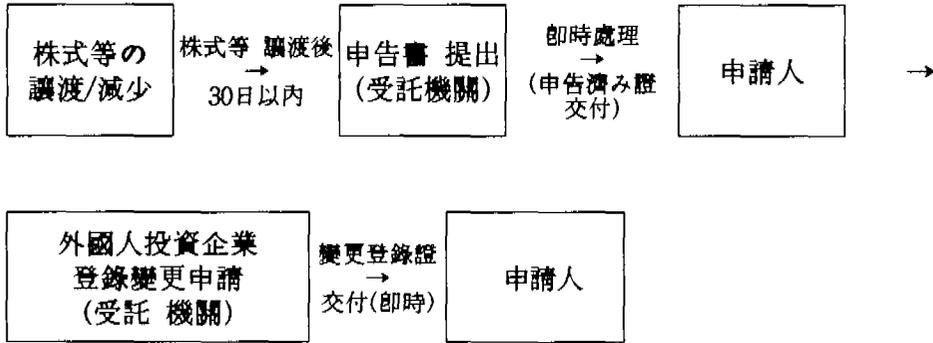
- ▶ 株式等の譲渡の場合, 譲渡契約の締結日より30日以内
- ▶ 資本減少の場合, 商法 第439條の規定による債権者に對する催告期間の終了日より30日以内

◆ 提出書類

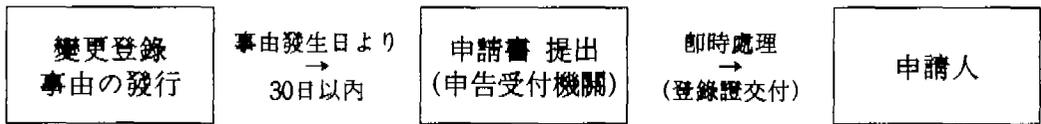
- ▶ 株式または持分等の譲渡あるいは減少申告書
- ▶ 譲渡または減少を證明する書類
- ▶ 管轄税務署長が發行する納付(割)税額確認書(譲受人が外国人の場合)

## 外国人投資企業に対する事後管理制度

### ◆ 株式または持分の譲渡あるいは減少申告



### ◆ 外国人投資企業変更登録申請



株式 または持分の譲渡または減少申告	外国人投資企業変更登録申請
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 株式等の譲渡または減少申告書 2部</li> <li>- 譲渡または減少を証明する書類の寫本 1部</li> <li>- 管轄税務署長が発行する納付(割)税額確認書の寫本 1部(譲受人が外国人の場合に限る)</li> </ul> </li> <li>○ 受託機関：新株取得による外国人投資申告の場合と同じ</li> <li>○ 処理期間：即時処理(申告済み証交付)</li> <li>○ 申告期限：株式等の譲渡または減少後30日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 登録変更申請書 1部</li> <li>- 変更された内容を証明する書類の寫本 1部</li> </ul> </li> <li>○ 受託機関：當該外国人投資の申告受付機関</li> <li>○ 処理期間：即時処理(登録証交付)</li> <li>○ 申告期限：変更登録事由発生日より30日以内</li> </ul>

## 4. 外国人投資支援制度

### a. 租税支援

#### (1) 租税減免対象の条件

##### ◆ 高度技術随件事業及び産業支援サービス業

- ▶ 国内産業の国際競争力強化のために必要と認め、財政経済部長官が外国人投資委員会の審議を経て定める高度技術随件事業(436種類)及び産業支援サービス業(97)に該当するもの
- ▶ 高度技術随件事業及び産業支援サービス業は、下の条件を全て満たすものとする
  - 国民経済に対する経済的または技術的な波及効果が大きいもので、産業構造の高度化と産業競争力強化に緊要な技術
  - 国内に最初に導入された日(当該技術を伴う外国人投資の申告受理日または技術導入契約の申告受理日)より3年が経過していない技術または、3年が経過した技術で、既に導入された技術より経済的效果や技術的性能が優れた技術
  - 当該技術が所要される工程または当該サービスの大部分が国内で成される技術
- ▶ 立地条件
  - 高度技術随件事業及び産業支援サービス業として認定されたものでも下の立地条件を満たさねばならない(※'99.1月以後は立地条件廃止予定, 立法推進中)
  - 法人税, 所得税
    - ・首都圏(表1)以外の地域に工場施設または事業場を設置, 運営する場合にのみ減免可能(ただ, 95年4月1日以後, 投資申告して創業する場合は首都圏内でも過密抑制圏域または成長管理圏域(表2)でなければ減免可能)

- 取得税, 登録税, 財産税及び総合土地税

・ 過密抑制圏域(表2)以外の地域に工場施設を設置・運営する場合, 減免

**[表 1] 首都圏地域(租税減免規制(租減)法施行令 第38條及第40條 關聯)**

地 域
a. ソウル特別市
b. 仁川廣域市(江華郡とOngjin郡 除外)
c. 水原市・城南市・議政府市・富川市・安養市・光明市・安山市・果川市・久里市・烏山市・軍浦市・饑旺市・始興市・河南市・南陽州市・高陽市・龍仁市(器興邑・驪城面・Suji面・南四面に限る)・平澤市(Jinwi面及びSuhtan面に限る)
d. 陽州郡 Junae面・Baesuk面・長興面
e. 抱川郡 Sohol面
f. 華城郡 泰安邑・半月面・梅松面・鳳潭面・正南面・東炭面
g. 金浦郡 金浦邑・高村面

**[表2] 首都圏中減免が排除される地域の範圍(租減法 第47條第4項 關聯)**

區 分	地 域
1. 過密抑制圏域	a. ソウル特別市
	b. 仁川廣域市 (江華郡・Ongjin郡・西區 kurndan洞及び南洞誘致地域を除く)
	c. 議政府市・久里市・南陽州市(Hopyung洞・平來洞・金谷洞・Yangjung洞・Jigum洞・Donong洞に限る)・河南市・高陽市・水原市・城南市・安養市・富川市・光明市・果川市・饑旺市・軍浦市・始興市(半月特殊地域を除く)
2. 成長管理圏域	a. 南陽州市(Wabu邑・Jinjun邑・Bullae面・退溪園面・Jingun面及びOnam面に限る)
	b. 陽州郡(Junae面・Baesuk面・長興面に限る)
	c. 抱川郡(Sohol邑に限る)

## ◆ 外国人投資地域の入居事業

### ▶ 外国人投資地域の指定

- 外国人投資を誘致するため、外国投資家が希望する地域を、外国人投資委員会の審議を経て、市・道知事が指定(98. 11. 17)

### ▶ 外国人投資地域指定対象基準

- 製造業または産業支援サービス業及び高度技術随伴事業を営んでいる外国人投資で次の1つに該当する場合
  - ・ 外国人投資金額が、米貨1億ドル以上の場合
  - ・ 外国人投資比率が50%以上の外国人投資企業で、新規常時雇用規模が1千人以上の場合
  - ・ 外国人投資金額が米貨5,000万ドル以上で、該当外国人投資企業の新規常時雇用規模が500人以上の場合
  - ・ 既に開発が完了した国家の産業園地、または地方の産業園地の一部、もしくは全部を外国人投資地域に指定した場合は、外国人投資金額が米貨3,000万ドル以上で、該当外国人投資企業の新規常時雇用規模が300人以上の場合
- 観光ホテル業、国際会議施設業
  - ・ 2000年12月31日まで新規申告した外国人投資で、外国人投資金額が、米貨3,000万ドル以上(2002年12月31日まで出資目的物の納入が完了したもので認める)
- 濟州道内の観光園地,または財政經濟部令が定める観光園地内の綜合休養業(普門, 中文, 城山浦, 海南花園, 甘浦, 原州月松, 華川破猪, 金泉温泉, 平昌奉杯, 雪嶽山, 大關嶺)

- ・2000年12月31日まで新規申告した外国人投資で、外国人投資金額が、5千万ドル以上(2003年12月31日まで出資目的物の納入が完了するものまで認める)

#### ◆ 輸出自由地域 入居事業

- ▶ 輸出自由地域は租税減免及び賃貸料適用において外国人投資地域と同じく適用(法 附則 第6條)
- 従って輸出自由地域に入居する外国人投資企業は、外国人投資地域に入居した企業と同じ租税減免を受けられる

#### ◆ 既存株式投資に対する租税減免の排除

- ▶ 既存株式等の取得による外国人投資に対しては、租税減免を適用しない(法 第9條9項)

※ 國公有財産の賃貸、行政支援サービス提供等、その他の支援制度は適用

### (2) 租税減免の細部内容

#### ◆ 法人税・所得税

- ▶ 租税減免対象に決定された産業支援サービス業及び高度技術随伴事業と外国人投資地域入居事業に對し同じ減免
- ▶ 減免税額の範圍
- 減免対象事業で発生した所得に對する法人税または所得税(總算出税額×減免対象事業所得/總課税標準)に外国人投資比率をかけた金額

▶ 減免期間及び比率

- 減免対象事業において最初に所得が発生した年より7年間は100%，以後3年間は50%減免
- ただ，事業開始後5年が経過しても所得が発生しなければ，5年になる年より7年間は100%，以後3年間は50%減免

◆ 配當金に対する法人税・所得税

▶ 減免税額の範囲

- 算出された配當所得税において，全體事業所得の中で減免対象事業所得が占める比率をかけた金額

▶ 減免期間及び比率

- 外國人投資企業の法人税，所得税と同じ

◆ 土地・建物に対する取得税・登録税・財産税

▶ 減免税額の範囲

- 算出税額において，外國人投資比率をかけた金額

▶ 減免期間及び比率

- 事業開始日より5年間は100%，以後3年間は50%
- ただ，事業開始日前でも租税減免決定以後に取得した財産の場合，取得税，登録税は全額免除，財産税は取得日より5年間は100%，以後3年間は50%
- 地方自治團體が條例をもって，減免期間を15年まで延長または減免比率を高めた場合，これに従う

## ◆ 総合土地税

### ▶ 控除対象金額

- 課税標準に外国人投資比率をかけた金額を課税標準から控除する

### ▶ 控除期間及び比率

- 事業開始日より5年間は100%，以後3年間は50%
- ただ、事業開始日前に取得した財産の場合、取得日より5年間は100%，以後3年間は50%
- 地方自治団体が条例をもって、減免期間を15年まで延長または減免比率を高めた場合、これに従う

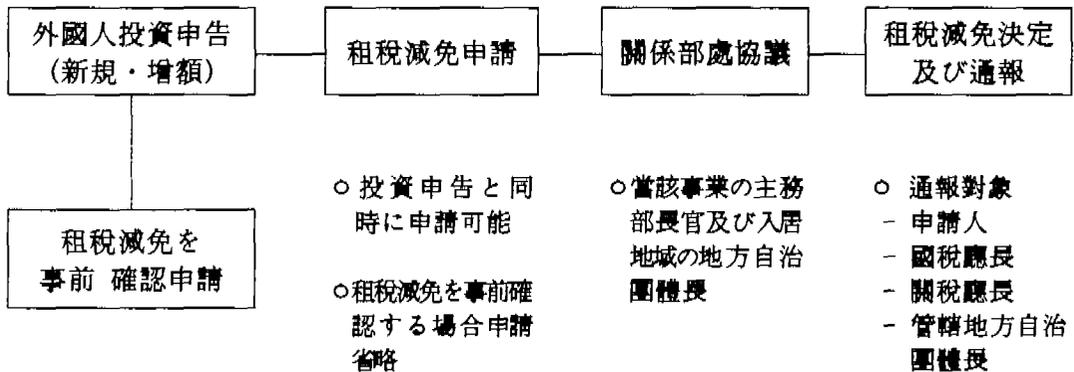
## ◆ 増資の租税減免

- ▶ 外国人投資企業が増資する場合に、当該増資分に對する租税減免(關税を含む)は、最初投資の場合と同じく關聯租税減免規定を準用する
- ▶ 準備金、再評價積立金、その他の積立金の資本轉入による増資の場合、増資分に對する租税減免は既存株式の減免例によって、その減免期間の殘餘期間と減免比率によって減免する
- ▶ ただ、外国人投資企業が有償減資をした後5年以内に増資して、租税減免申請をする場合、純増部分に對する外国人投資比率に限って減免

### (3) 租税減免申請及び決定手続き

#### 〈租税減免手続き圖〉

(20日以内)



#### ◆ 租税減免申請(法 第9條第6項・第8項)

##### ▶ 申請期限

- 新規投資：外國人投資企業の事業開始日が屬する課稅年度の終了日まで

\* 期限設定理由：當該外國人投資企業の法人稅課稅標準申告日以前まで租稅法律關係を早急に確定

- 増額投資：増額投資の申告があつた日から2年になる日まで

##### ▶ 租税減免の事前確認制度(法 第9條第7項)

- 外國投資家が投資しようとする事業が租税減免對象であるかを事前に確認できるようにし、投資決定を容易にする

\* 従來は制度上、外國人投資申告以後に租税減免申請が可能

- 租税減免對象に該當するもので事前確認する場合には、外國人投資申告後に別途の租税減免決定を受けなくてもよい

##### ▶ 減免内容の變更申請：當該變更事由が発生した日より2年になる日まで

▶ 申請機関：財政經濟部(投資振興課)

- 外国人投資申告を処理する機関(外国為替銀行及びKOTRA)に外国人投資申告書と租税減免申請書を同時に提出することも可能
- この場合、外国人投資申告を処理する機関は、外国人投資申告に対しては所定の手続きによって処理し、租税減免申請分に対しては受付後即時に關聯書類一切を財政經濟部に移送

◆ 申請の際の具備書類

▶ 租税減免申請書 3部に次の具備書類を添附

- 当該技術に対する説明書
- 当該技術で生産または供給する製品・サービスの活用範囲を記載した書類
- 生産方法及び工程表(製造技術に限る)
- 経済的效果または技術的性能を證憑する資料
  - ・ 同種または類似製品と比較した性能、品質、費用節減に関する事項
- 高度技術であることを證憑するその他の資料
  - ・ 工業所有権、認證書・試験合格書、技術開発關聯資料、第3國供與實績等

※ 租税減免を事前に確認する場合にも上記の具備書類を提出する

◆ 減免の決定

▶ 處理期間：租税減免申請日より20日以内に決定

▶ 關係部處の協議

- 当該事業の主務部長官：高度技術または産業支援サービス業に該當するかを協議

▶ 地方自治團體の長：当該地方自治團體が條例をももって定めた地方税減免基幹及び減免比率の確認

#### ◆ 租税減免決定及び通報

- ▶ 財政経済部長官は、関係部處の協議結果を基に租税減免を決定
- ▶ 財政経済部長官が租税減免決定をした際、申請人、国税廳長、關稅廳長、地方自治團體の長に決定内容を通報

#### ◆ 増資に対する租税減免決定

- ▶ 有償減資後5年以内に再び増資する場合には、減資以前より純増加した部分に対してのみ租税減免決定

#### ◆ 事業開始の申告

- ▶ 事業開始日以前に租税減免が決定した外國人投資企業は、事業開始日より20日以内に管轄稅務署長に事業開始を申告する
- ▶ 管轄稅務署長は、租税減免が決定した外國人投資企業の事業開始日を確認し當該事業場を管轄する地方自治團體の長に通報

### (4) 技術導入代價に対する租税免除(法 第26條)

#### ◆ 免除對象

- ▶ 大韓民國國民または大韓民國法人が外國人から國內産業の國際競争力強化に緊要な高度の技術を導入する場合、技術提供者が受ける技術導入代價(Royalty)に対する法人税または所得税を免除する

※ 租税免除對象の高度技術は、財政經濟部長官が外國人投資委員會の審議を経て選定・告示(租税免除對象の高度技術事業： 高度技術445種、産業支援サービス89種、合計 534種)

- ◆ 免除期間：當該契約で最初にその代價を支給することにした日から5年間
- ◆ 申請期限：當該技術導入契約が締結された日から1年または技術導入代價の最初支給日のうち、先に到來する日以内
- ◆ 申請機關：當該技術の主務部長官
- ◆ 處理期間：租稅免除申請日から7日以内
- ◆ 申請の際の具備書類：技術導入代價に對する法人稅等の免除申請書1部に次の書類を添附

- ▶ 技術導入契約書の寫本
- ▶ 當該技術または製品に對する公認機關の認證試驗合格證乃至評價書、工業所有權に關する資料
- ▶ 技術開發關聯資金及びその他の高度技術性を證明する資料

**【參考】** 現行の技術導入契約申告制度(法 第25條)

- ▶ 申告對象：技術導入代價の支給期間または契約期間が1年以上で次の技術を導入する契約
  - 租稅免除對象の高度技術
  - 航空宇宙産業開發促進法 第2條第2號及第3號の規定による航空機及び宇宙飛行體(地上支援設備を含む)とその部分品に關する技術
  - 防衛産業に關する特別措置法 第4條第2項第1號・第2號・第4號・第6號・第7號及第10號の規定による防產物資に關する技術

- ▶ 申告機関：主務部長官
- ▶ 処理期間：即時。ただ、申告と同時に租税免除を申請する場合7日
- ▶ 発効期限：当該技術導入契約申告日より6カ月以内、ただ財經部長官の承認を得て延長可能

## b. 國・公有財産の賃貸及び賃貸料減免制度

### (1) 國有財産賃貸及び賃貸料の減免(法 第14條關聯)

#### ◆ 賃貸期間及び賃貸料率

- ▶ 賃貸期間を現行の20年から50年範囲内に擴大
  - 50年範囲内で賃貸期間更新可能
- ▶ 賃貸料は、土地等の價額の1%以上の料率をかけて算出した金額

#### ◆ 賃貸料減免

- ▶ 減免對象：外國人企業 専用團地、國家産業團地及び外國人投資地域内の國家所有土地等
- ▶ 減免基準及び減免比率
  - 100%まで減免：外國人投資地域入居外國人投資企業、外國人企業専用團地に入居した米貨1百万ドル以上の高度技術事業
  - 75%まで減免：外國人投資企業専用團地に入居した米貨1千万ドル以上の製造業、SOC擴充・産業構造の調整・地方自治團體の財政自立等に寄與する事業(外國人投資委員會で決定)

- 50%まで減免： 國家産業團地内國有財産を、100万ドル以上の高度技術隨件事業、1千万ドル以上の一般製造業、SOC擴充等、外國人投資委員會が定める事業を營業する外國人投資企業が賃貸する場合

## (2) 公有財産の賃貸及び賃貸料減免(法 第14條關聯)

### ◆ 賃貸期間

- ▶ 地方自治團體所有土地等の公有財産の賃貸期間延長根據を設ける(國有財産と同じ50年)

### ◆ 賃貸料減免對象及び比率

- ▶ 公有財産の賃貸料減免對象事業・減免率等は、地方自治團體が條例で定めるよう規定

## (3) 國・公有財産の賣却・賃貸及び賃貸料減免申請の手續き

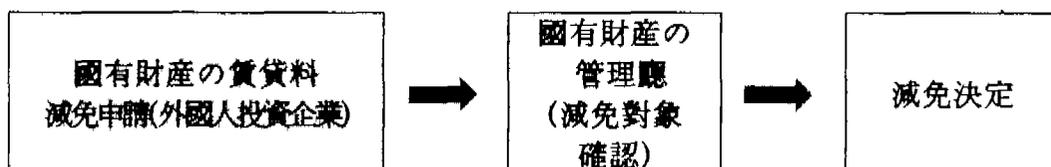
### ◆ 賣却及び賃貸手續き

- ▶ 國家及び地方自治團體の所有土地、工場その他國・公有財産を隨意契約によって外國人投資企業に使用、收益または賃貸、賣却可能(租稅減免對象事業でない場合にも可能)
- ▶ 賃貸期間は50年まで可能で、賃貸期間終了時には國家、地方自治團體に寄附または、原狀回復を條件に賃貸土地の上に工場等の永久賃借物築造可能
- ▶ 土地等の賣却において買入代金の一時納付が困難と認められる場合、納付期日を延期または、分割納付も可能(適用利子率 4%以内)

- 國有財産：1年の範囲内で納付期日の延期及び20年の範囲内で分割納付
- 公有財産：條例が定める所により納付期日の延期または分割納付

◆ 賃貸料減免申請手続き

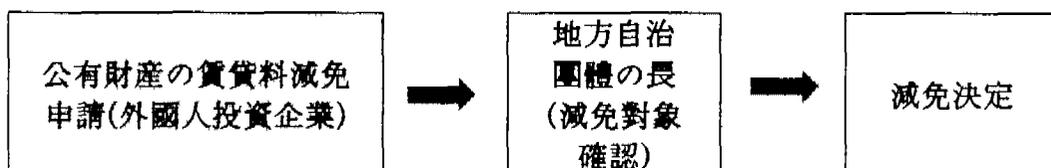
▶ 國有財産の賃貸減免申請



※減免申請の際の具備書類

- ①賃貸料の減免對象になる事業であることを証明する書類
- ②土地等に對する賃貸業の契約書の寫本 1部.

▶ 公有財産の賃貸料減免申請



c. 關稅支援

(1) 關稅減免(法 第10條)

◆ 免除對象

- ▶ 法人稅または所得稅が減免される事業に直接使用される資本財で, 新たに發行する株式等の取得による投資申告によって導入される場合に限る

- 外国人投資企業が外国投資家より出資を受けた対外支給手段または内国支給手段として導入する資本財
- 外国投資家が出資目的物として導入する資本財

※ 既存株式等の取得による外国人投資に対しては適用されない

※ 資本財とは産業施設(船舶, 車輛, 航空機等を含む)としての機械, 機資材, 施設品, 器具, 部分品, 附屬品及び農林, 水産業發展に必要な家畜, 種子, 樹木, 漁具類, その他主務部長官が當該施設の最初試運轉(試験事業を含む)に必要と認める原料, 豫備品及びこれの導入に伴う運賃, 保険料と施設をしたり助言する技術または用役をいう

#### ◆ 適用期間

- ▶ 外国人投資申告をした日から3年以内に, 關稅法による輸入申告を完了する
- ▶ ただ, 工場設立承認の遅延または, その他避けられない事由で上記期間以内で輸入申告を完了できない場合には, 追加で3年以内の範囲内で財政經濟部長官の承認を得た場合, その期間とする

#### ◆ 免除對象税目 : 關稅, 特別消費稅及び附加價値稅

#### ◆ 申請機關 : 管轄稅關長

#### ◆ 申請の際の具備書類 : 關稅等の免除申請書 1部及び次の添附書類

- ▶ 法人稅等の減免對象であることを證明する書類の寫本1部(租稅減免決定公文)
- ▶ 資本財等の導入物品明細確認書の寫本 1部
- ▶ 出資目的物として導入されることを證明する書類の寫本 1部

## (2) 輸入通關上の特例

◆ 外國爲替銀行長の資本財導入物品明細確認を受ける際には、 對外貿易法による輸入承認と見なし、 輸入通關上の便宜をはかる(法第29條 第2項)

- ▶ 外國人投資の出資目的物として導入する品目は、 輸入多邊化制度を適用しない
- ▶ 外國人投資の出資目的物として導入する中古資本財は、 外國爲替銀行長の導入物品明細書の確認を得てから導入可能
- ▶ 適用對象の資本財
  - 外國投資企業が外國投資家から出資を受けた對外支給手段または、 内國支給手段として導入あるいは、 外國投資家が出資目的物として導入する資本財のうち、 關稅等が免除された場合
  - 外國投資家が出資の目的物として導入した資本財の場合
  - 外國投資企業が外國投資家より出資を受けた對外支給手段または 内國支給手段として中古品の資本財と輸入先多邊化が適用される資本財を導入する場合
- ▶ 同特例の適用のためには、 外國爲替銀行の長または、 大韓貿易投資公司の長が発給する資本財導入物品明細確認書が必要

### ◆ 資本財導入物品明細確認の手續き

- ▶ 導入資本財の確認を受ける場合には、 資本財の數量、 規格、 價格及び製作者等を明示した導入物品明細書を作成し、 船積前に外國爲替銀行の長または大韓貿易投資振興公司の長に資本財導入物品明細確認を申請する
- 申請の際、 價格を證明する書類(例： 物品賣渡確約書等)を提出する

## ※ 通関手続き

- ▶ 導入された資本財を通関する際には、通関しようとする税関に輸入申告をし、申告が受理されてから物品を搬出できる
- ▶ 関税等が免除される資本財の場合、具備書類は次のものとする
  - 申請書
  - 租税減免対象事業であることを証明する書類
  - 外国投資企業が外国投資家より出資を受けた対外支給手段または内國支給手段として導入、または外国投資家が出資目的物として導入する資本財であることを立證する書類
  - 資本財導入物品確認書
  - その他、通関の際に基本的に提出する書類(例：送品帳、B/L、価格申告書、統合公告上の具備書類等)

※ 関税等が免除される資本財でも免除されるためには、必ず輸入申告が受理される前に関税等の免除申請書と具備書類を提出

※ 附加価値税の控除のためには、出資の目的物として導入する資本財のうち関税等が賦課される場合には、資本財導入前に事業者登録をする

- ▶ 別途公告または輸入先多邊化公告が適用される資本財の場合の具備書類は次のものとする
  - 資本財導入物品明細確認書
  - その他、通関の際に基本的に提出する書類(上同)

## (3) 現物出資に関する特例

### ◆ 出資完了確認

- ▶ 出資の目的物として導入される資本財(現物出資)に対しては、同資本財通関後、大韓貿易投資振興公司外国人投資支援センターに派遣されている関税廳駐在官の現物出資完了確認を得る

- 外國投資家が 現物出資する場合には、商法 第299條の規定に拘らず、關稅廳長が現物出資の履行とその目的物の種類、數量、價格等を確認した 現物出資完了確認書を非訟事件手續き法 第203條の規定による検査人の検査報告書と見なす

- ▶ 現物出資完了確認申請は、資本財が何回かに分割して通關される場合には、同資本財が最終的に通關した後で行うものとし、具備書類は申請書と輸入申告済み證の寫本で、即時處理される

#### ◆ 出資完了の通報

- ▶ 關稅廳長は、現物出資完了確認した場合には、これを韓國銀行の總裁に即ちに通報する

#### ◆ 資本登載及び外國人投資企業登録

- ▶ 外國人投資企業は、出資の目的物としての資本財導入が完了すれば、出資完了確認書を受け取り、管轄裁判所(法院)に資本登載または法人登記をし、外國爲替銀行の長または大韓貿易振興公司の長に外國人投資企業登録する際に提出する

### (4) 資本財の事後管理

#### ◆ 處分が制限される場合

- ▶ 關稅等の免除を受けて導入した資本財を讓渡または貸與あるいは、申告された目的以外の目的に使用する場合は、事前に外國爲替銀行の長または大韓貿易投資振興公司の長に申告し、即ちに申告済み證を交付してもらう
- ただ、關稅免除を受けて導入した資本財のうち、關稅法による輸入申告受理日より5年が経過した後、これを處分または使用する場合を除く
- ▶ 資本財の處分に関する申告をしていない者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に處す

#### ◆ 關稅が追懲される場合

- ▶ 外國人投資企業の登録が抹消された場合または廢業した場合には、抹消日または廢業日以前3年(特別消費稅及び附加價値稅の場合には5年)以内に減免された稅額を追懲する
- ▶ 出資目的物が申告された目的以外に使用または處分された場合には、關稅法による收入申告受理日より3年(特別消費稅及び附加價値稅の場合には5年)以内に申告された目的以外に使用または處分する資本財に對し、減免された稅額を追懲する
- ▶ 外國投資家が外國人投資促進法によって所有する株式等を大韓民國國民または大韓民國法人に讓渡する場合には、事業開始日より3年以内に讓渡する場合に減免された稅額を追懲するものの、その追懲金額は減免稅額  $\times$  (1-経過月數/36)  $\times$  減免當時の外國投資家所有株式等に對する讓渡株式等の比率で算出する
- ▶ 追懲關稅額計算の際、物品が變質または損傷したり、使用によって當該物品の價値が減少したものに對しては、價値減少による價格低下分に相應する關稅を輕減できる

#### ◆ 關稅追懲が免除される場合

- ▶ 外國人投資企業が合併によって解散したことによって、外國人投資企業の登録が抹消された場合
- ▶ 關稅等の免除を受けて導入されて使用中の資本財を天災、地變、その他不可抗力的な事由または減價償却技術の進歩、その他の經濟條件の變動等により、その本來の的に使用できなくなり、財政經濟部長官の承認を得て本來の目的以外の目的に使用または處分する場合
- ▶ 證券取引法により當該外國人投資企業を公開するために株式等を大韓民國國民または大韓民國法人に讓渡する場合
- ▶ 租稅減免の目的を達成したと認定された場合で、大統領令が定める場合

## d. その他の支援及び特例制度

### ◆ 専用負擔金の減免

- ▶ 外國人投資企業が工場設立のために農地または山地を轉用する場合、轉用負擔金を減免
  - 減免比率は外國人投資比率だけ減免

### ◆ 株式配當に関する特例

- ▶ 株式配當は利益配當總額の1/2を超過できないとする商業上の但書規定にも拘らず、特別決議がある場合、外國人投資企業は利益配當總額に相當する金額まで株式配當できる

### ◆ 産業財産權鑑定に関する特例

- ▶ 外國人投資の出資目的物として投資される産業財産權を、大統領が定める技術評價機關で價格評價する場合、その評價内容は商法 第299條の2の規定による公認された鑑定人が鑑定したものと見なす

## 5. 外国人投資地域制度

### a. 外国人投資地域の指定・開発・管理

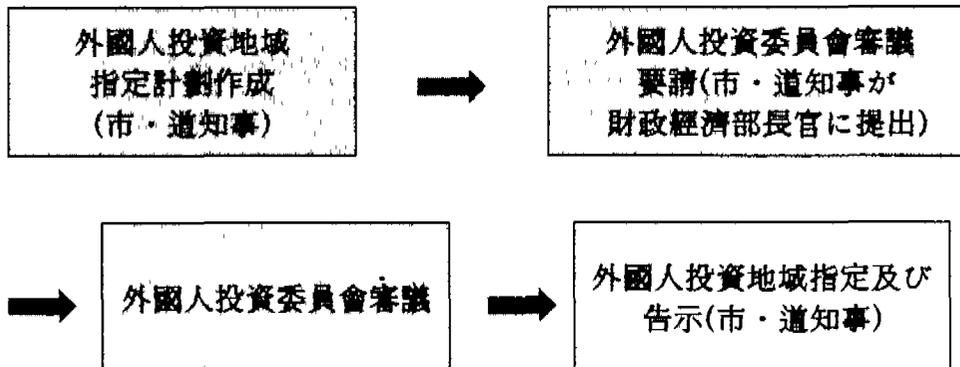
#### (1) 指定基準

業種基準	指定基準
製造業または 高度技術随 伴事業・産 業支援サー ビス業	<p style="text-align: center;">＜外国人投資地域の新規開発の際＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 国人投資金額1億ドル以上</li> <li>▷ 外国人投資比率50%以上の企業で、新規常時雇用規模が1,000人以上の場合</li> <li>▷ 外国人投資金額が5,000万ドル以上で、新規常時雇用規模が500人以上の場合</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜既開発産業園地内に指定の際＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 既に開発が完了した国家産業園地または地方産業園地の一部または全部を外国人投資地域に指定する際には、外国人投資金額が米貨 3千万ドル以上で、新規常時雇用規模が300人以上の場合</li> </ul>
観光業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 観光ホテル業及び国際会議施設業               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2000. 12. 31まで新規申告した外国人投資で、観光ホテル業または国際会議施設に投資する3千万ドル以上の外国人投資(ただ、2002. 12. 31まで出資目的物の納入が完了したものまで認定)</li> </ul> </li> <li>▷ 総合休養業               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2000. 12. 31まで新規申告した外国人投資で、濟州道及び観光振興法第23條の規定による観光園地内の総合休養業に投資する5千万ドル以上の外国人投資(ただ、2003. 12. 31まで出資目的物の納入が完了したものまで認定)</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 指定権者

- ▶ 外国投資家が希望する地域を対象に外国人投資委員会の審議を経て市・道知事が指定

## (3) 指定手続き



## (4) 開発・管理

- ▶ 原則：市・道知事が開発・管理
- ▶ 例外：既開発された国家の産業団地内に外国人投資地域を設置する場合  
既存の産業団地管理機関が管理

## (5) 指定解除

- ▶ 外国人投資地域入居の外国人投資企業が投資地域指定基準を充たさない場合、市・道知事は6カ月の範囲内で期間を定め基準充足を要求
- ▶ 基準充足要求期間終了後、基準充足不履行の場合、市・道知事が外国人投資委員会の審議を経て指定を解除

※ 避けられない事由があると認められる場合、履行期間を当初の要求期間範囲内で、1回に限り延長可能

## b. 外國人投資地域に對する支援(法 第19條關聯)

### (1) 租稅減免

- ▶ 外國人投資地域に入居した全外國人投資企業に對し、租稅減免を適用
  - 國稅(法人稅・所得稅)：7年間100%，その後 3年間50%減免
  - 地方稅(取得稅・登録稅・財產稅・綜合土地稅)：8～15年間減免

### (2) 賃貸料・交通誘發負擔金免除及び支援

- ▶ 外國人投資地域内の國有財產に對する賃貸料100%免除
- ▶ 外國人投資地域内の施設物等の建築に對し、交通誘發負擔金免除
- ▶ 外國人投資地域に對する醫療・教育・住宅施設等の生活環境施設の支援内容は、外國人投資委員會が決定

### (3) 外國人投資地域開發に對する支援

- ▶ 外國人投資地域開發事業に對しては國家産業園地に準ずる建設費用及び基盤施設を支援

※ ~~國家産業園地に對する支援内課~~ 産業立地及び開發に關する法律 第28條及び第29條

- 道路・用水施設・下水道等基盤施設設置費用及び用地買入費を最大50%まで補助
- 港灣・道路・用水施設・鐵道・通信・電氣施設等を優先支援

※ 産業園地開發事業施行者に對する各種租稅及び負擔金減免

- 讓渡所得稅減免(租減法 §64)及取得稅・登録稅 免除(地方稅法 §276)
- 山林專用負擔金，農地轉用負擔金，代替農地造成費，開發 負擔金，代替造林費， 代替草地造成費， 公有水面占用料等7つの負擔金免除(山林法等)

#### (4) 外國人投資地域に對する他法律適用の排除

- ▶ 外國人投資地域内での土地分割濟，市・郡・區廳長の許可等を省略
- ▶ 外國人投資地域内の外國人投資企業は，貿易業申告を濟ませたものと見なし，輸入先多邊化等，輸出入制限を緩和
- ▶ 外國人投資地域内の外國人投資企業に對しては，中小企業固有の業種への參加制限，指定系列化品目を生産する中小企業者の委託義務及び國家有功者の雇用義務の適用排除

※ 國家有功者雇用義務免除は，2003年12月31日まで限時適用

#### (5) 輸出自由地域に對する経過措置(附則 第6條)

- ▶ 従來の輸出自由地域は，この法による租稅減免及び賃貸料減免の適用においてこれを外國人投資地域と見なす
  - ただし，附則 第5條の規定により，この法の施行以前に租稅減免決定を受けた業者は，既存の外國人投資及び外資導入に關する法律の規定による租稅減免を適用
- ▶ 輸出自由地域 現況('98. 9 基準)

(單位：千坪，%)

區 分	馬山輸出自由地域	翼山輸出自由地域
入居業者數	76社	22社
賃貸面積(賃貸率)	207(97.5)	352(100)
外國人投資企業數	48社	7社
入居資格	外國人投資企業(外國人持分 10%以上)または，輸出促進のために必要性が認められる内國人企業	

この冊子は外国人投資促進法令及び投資關聯個別法令等の  
内容を説明した資料であり、法令の規定や内容がこの冊子の  
内容と異なる場合には、法令の規定を適用する